

2016年2月9日

環境省

環境大臣 丸川 珠代 様  
北海道地方環境事務所  
所長 徳丸 久衛 様

(一社) 北海道自然保護協会 会長 在田 一則  
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤 言行

### 風力発電事業が引き起こす環境問題の解決を求める緊急要請

私たちは、風力発電事業が引き起こす環境問題、自然破壊と健康被害に非常に大きな危惧を持っております。福島第一原子力発電所の重大事故以降、我が国における近年のエネルギー政策において、原子力の大きなデメリットが周知されるとともに、風力発電事業を含む再生可能な自然エネルギー開発が急速に推進されております。しかし、風力発電事業開発において自然破壊や深刻な健康被害が生じた前例が知られ、その大きなデメリットを回避する進め方が求められるにもかかわらず、現在まで、経済産業省や事業者だけではなく貴職、環境省にも、慎重な対応が欠如していると、私たちは判断しております。

貴職には、我が国の環境問題を解決する主務官庁として、国民が健康に安心して生活できる生活環境を維持し、国民にとって重要な自然環境を保全する責務があります。我が国のエネルギー政策に関わって生じる生活環境と自然環境の維持・保全に関しても、貴職には、これらに関わるデメリットを回避することに全身全霊を傾けることが求められています。

しかし、貴職には、風力発電事業が引き起こす環境問題に関して、国民の健康な生活を守る姿勢と国民にとって重要な自然環境を保全する姿勢が極めて弱く、本来の責務を果たしていないと判断せざるを得ません。私たちは、貴職に対して、本来の責務を果たされるよう、ここに強く要請する次第です。

以下に、まず、各論として、「(仮称)石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価準備書」に関わる環境省対応の酷さを問題視し、次に、総論として、北海道の風力発電事業開発に共通した諸問題を指摘いたします。貴職、環境省におかれましては、これらの問題を早急に解決されますよう、強く要請いたします。

#### 各論：「(仮称)石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価準備書」に関わる環境省の対応の酷さ

標記準備書に関して、平成27(2015)年7月17日、住民等の一般意見(パブリックコメント)に対する事業者の見解が北海道環境影響評価審議会に提出され、同年9月4日の公聴会開催の後、北海道環境影響評価審議会の議を経て、11月24日に北海道知事意見、11月26日には環境大臣意見が提出され、同年12月18日に経済産業大臣勧告が公表されている。

### (1) 公聴会 (2015年9月4日)

地元、石狩市で開催された公聴会では、8人の公述人がこの事業計画にかかわる環境影響評価に関する意見を述べた。これらの意見は、北海道環境影響評価審議会に文書として提出され、その内容の多くが次項で述べる北海道知事意見に反映されたので、ここでは、詳細を記述しないが、重要なことは、公聴会で示された意見の全てが当該事業の環境影響評価が余りにも杜撰で不十分であることを問題視し、当事業の中止を求めたことである。

### (2) 北海道知事意見 (2015年11月24日)

北海道知事意見では、総括的事項の一つとして、「・・・(中略)・・・本事業の実施による低周波音及び超低周波音により、周辺住民及び近隣事業場就業者の健康への影響が相当程度に推定される。また、風車の影によるシャドーフリッカーによる近隣事業場就業者に不快感などの影響を及ぼすおそれが高い。このことから、本事業に関しては、対象事業実施区域の位置の変更、規模の大幅な縮小など、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすおそれのない計画への見直しが必要である。」と記されている。

また、個別的事項「(1) 騒音及び超低周波音」において、「対象事業実施区域及びその周辺には多数の住宅が存在し、特に、低周波音問題対応のための評価指針として環境省が提示し、一般成人における寝室の許容レベルの10パーセントイル値とされる「心身に係る苦情に関する参照値」を超える範囲に240もの住居が存在することから、周辺住民に睡眠障害等の健康影響の生じるおそれが相当程度推定される。また、区域及びその周辺には風力発電設備設置予定位置のごく近傍も含め事業場が多数存在することから、就業者にめまい・ふらつき等の健康影響が生じるおそれも高い。さらに、このようなおそれが高いにもかかわらず、近隣事業場について、調査、予測及び評価を行っていないほか、風車の稼働により発生する騒音による苦情の大きな要因となりうる純音成分や風車に特徴的なスイッチ音に関して、一般にわかりにくい記載となっている。」と記されている。

個別的事項「(2) 風車の影」において、「対象事業実施区域及びその周辺には多数の事業場が存在しており、シャドーフリッカーにより、就業者に不快感などの影響を及ぼすおそれが高い。また、このようなおそれが高いにもかかわらず、事業場を予測及び評価の対象外としているほか、等時間日影図の予測結果をローター直径10倍の範囲内に限定するなど適切な予測及び評価結果となっていない。」と記されている。

さらに個別的事項の「(3) 動物」、「(4) 生態系」、「(5) 景観」においても、それらに関する調査、予測及び評価結果について種々の不備が指摘されている。その上で、最後に指摘された個別的事項「(6) 累積的影響」においては、「対象事業実施区域及びその周辺には既設の風力発電設備が存在するほか、当該区域内に他社の風力発電事業の計画が進められているが、これらを含めた累積的影響を、関係する環境要素全てについて調査、予測及び評価する必要があるにもかかわらず、騒音及び超低周波音並びに風車の影の既存風力発電設備の影響以外については、予測及び評価を行っていない。また、騒音及び超低周波音に係る既設の風力発電設備の影響については、既設の3機全ての定格出力の条件下での調査ではないことから、調査、予測及び評価が不十分である。」と記されている。

### (3) 環境大臣意見 (2015年11月26日)

環境大臣意見は、総論として、「事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと」とし

て、「①事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。②追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。③調査結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。④周辺の他事業者による風力発電所との累積的な環境影響が懸念されるため、実行可能な範囲で周辺の他事業者と環境情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。特に、バードストライク事故等重大な環境影響が懸念される情報は積極的に情報共有を図ること。」と記されている。

各論の「(1) 追加調査の実施について」では、「本事業に伴う動物への影響を把握するための調査が、既存文献等を踏まえて適切かつ十分に実施されていないと考えられる。このため、適切な専門家等への意見を聴取した上で、既存文献等により希少種の生息が確認又は予見される地点及びその周辺において調査地点を設定し、希少種の生息状況を適切に把握できる手法により追加調査を実施すること。また、追加調査の結果に応じて、必要な環境保全措置及び事後調査を講ずること。特に、対象事業実施区域の周辺では、エゾクロテン、エゾアカヤマアリ等希少な動物の生息が確認されていることに十分留意して調査を実施すること。」と記されている。

また、「(2) 騒音について」では、「施設の稼働に伴う騒音の近隣住居への影響が懸念されることから、以下の措置を講ずること。①風力発電設備の設置に当たっては、冷却ファン及びインバータファンを含めた最新の低騒音型設備の採用を検討すること。また、吸音材の設置等騒音低減措置を可能な限り講ずること。②施設稼働後の環境監視は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って実施し、その結果に応じて、夜間の出力制限運転等追加的な環境保全措置を講ずること。」と記されている。

さらに、「(3) 鳥類について」では、「対象事業実施区域の周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の飛翔が確認されており、本風力発電設備の設置場所に近接する既設風力発電設備において、オジロワシのバードストライク事故が発生している。また、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、本事業による重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から以下の措置を講ずること。①バードストライクの発生を低減するために、関係機関との協議・調整を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。また、バードストライク対策に関する最新の知見の収集に努め、今後効果が確認された対策については、本事業に導入するよう検討すること。②バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、オジロワシ等重要な鳥類の衝突・接近等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、オジロワシ等重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。」と記されている。

#### (4) 北海道知事意見と環境大臣意見の大きな乖離

北海道知事意見は、事業実施区域及びその周辺において、動物・生態系・景観に関する調査、予測及び評価が不十分であるだけでなく、総括的事項として、低周波音及び超低周波音の影響が地元住民及び就業者へ及ぶおそれを指摘している。これは、北海道民・地元住民の健康と生活環境を守る立場から問題点を明確にし、計画の見直しを求めた非常に重要な意見である。また、北海道知事意見の個別的事項「(1)騒音及び超低周波音」では、具体的な数値を挙げて健康の影響の生ずるおそれが相当程度推定されることを指摘している。

他方、環境大臣意見は、総論として、全体的には、建設・稼働後の環境保全措置を求めている。また、環境大臣意見の各論「(2)騒音について」における記述は、各論「(3)鳥類について」において、対応策をかなり具体的に記載しているのとは対照的に、国内各地で問題視されてきた低周波音・超低周波音の影響についてはいっさい触れず、風力発電設備の設置方法としての低騒音型設備の設置と事後の環境保全措置などの小手先の対応を求めるだけに終わっている。近隣就業者や周辺住民への健康影響は重大な環境影響であるにも拘わらず、それを引き起こす騒音や低周波音・超低周波音の影響については、上記のように皮相的な記述にとどまっている。

このように、環境大臣意見には、住民の健康被害を回避し、生活環境を守るという基本的な視点や姿勢はまったく認められない。

とくに、本事業計画は、石狩海岸に別に計画されている他社の風力発電事業計画と比較すると、本事業が住宅と労働の場に最も近接するので、石狩海岸の自然だけではなく、住民の健康や生活環境への影響が最も重視されなければならない。そうした状況下において、北海道知事意見は的を射ているが、環境大臣意見は、自然環境に関する記述が大半を占め、住民や就業者への影響については極めて軽視しており、厳しく批判されなければならない。低周波音や超低周波音に敏感な人が少なからず存在することは事実であり、風力発電事業により彼らの基本的人権が侵害されることは許されない。環境省はこの事実を真摯に受け止め、適切な対応をすることが求められる。

今回の環境影響評価準備書の手続きにおいて、一般意見（パブリックコメント）の提出と公聴会の後に北海道環境影響評価審議会の議を経て北海道知事意見が提出されている。

環境大臣意見は、これらとは個別に提出可能と思われるが、本来、地元住民や地元北海道の意見を踏まえた上で環境大臣意見をまとめ、その後に提出されることが当然と考えられる。しかし、今回の環境大臣意見の提出は、北海道知事意見が提出された2日後であり、北海道知事意見を参考にする姿勢がまったく認められない。他方、環境省には、北海道知事意見が提出されていない段階であっても、地元における一般意見（パブリックコメント）や公聴会の意見を検討する時間は十分あったはずである。いずれにしても、今回の環境大臣意見は、地元の意見をまったく無視していると判断できる。環境影響評価の手続きの中で、地元の意見を尊重しない環境省の姿勢は、強く批判される。

私たちは、このような例は二度と繰り返されるべきではないと考えており、今回の環境大臣意見を厳しく批判すると同時に、今後、地元の意見を尊重する真摯な対応をされるよう強く要請する。

#### (5) 環境大臣意見の矛盾

上記(3)で引用した環境大臣意見「各論(1)追加調査の実施について」では、「・・・特に、対象事業実施区域の周辺では、エゾクロテン、エゾアカヤマアリ等希少な動物の生息が確認されていることに十分留意して調査を実施すること。」と記されている。

しかし、ここに記されたエゾクロテンは、当該事業の準備書には書かれていない。準備書203頁の「有識者の意見」における、エゾクロテンに関連する記述には、「テン属の一種は、当該地ではテンの可能性が非常に高いと考えられる。エゾクロテンについては森林生の種であり、海浜等ではほとんど出現しない。」とあり、対象事業実施区域にはエゾクロテンが生息していないことを示唆している。このように、環境大臣意見は、上記準備書の記載内容に基づかず、唐突にエゾクロテンの生息が確認されていることを述べている。

ところで、近隣地域で展開されている別事業、エコ・パワー株式会社による「石狩湾新港ウィンドファーム(仮称)事業環境影響評価準備書」の250-258頁に、エゾクロテンが砂丘林内で観察されたことが記載されており、環境大臣意見は、この別事業の準備書の記述に基づいて対象事業実施区域周辺にもエゾクロテンが生息していると判断したと考えられる(当該対象事業実施区域は砂丘林〔カシワ林〕に隣接している)。

もしそうであるならば、環境大臣意見には大きな矛盾がある。すなわち、エゾクロテンのように、環境アセスメントを石狩海岸における他社の別事業も合わせて全体として捉えるのであれば、騒音や低周波音・超低周波音などの労働環境や生活環境への影響についても石狩海岸の風力発電4事業(銭函風力発電事業、石狩湾新港ウィンドファーム(仮称)事業、(仮称)石狩コミュニティウィンドファーム事業、石狩湾新港における洋上風力発電事業)全体による全体的累積的影響を評価すべきである。

## 総論：風力発電事業の環境影響評価に関わる早急に解決すべき問題

私たちは、2015年4月25日、望月義夫環境大臣と宮沢洋一経済産業大臣に、「風力発電事業の環境アセスメントに関する要請書」を提出し、風力発電事業の環境影響評価上の重大な問題について早急な検討と解決を要請した。しかし、私たちの要請はまったく受け入れられず、むしろ問題が増幅している現状にあり、北海道において次々と問題のある風力発電事業計画が顕在化している。そのため、ここに改めて、問題解決を要請する内容を記す。

### (1) 環境アセスメント図書公開方法の問題に関して緊急な解決を要請する

#### (1-1) 問題の発生

風力発電事業の環境アセスメント手続きにおいて、2014年から、アセスメント図書(配慮書・方法書・準備書・評価書)の縦覧・公開方法が国民・住民の意見を聞く上で「極めて不適切」になった。「極めて不適切な方法」である内容は、アセスメント図書がインターネットに公開されながら、ダウンロードできず印刷が不可能になったことである。事業者は以前からアセスメント図書の縦覧場所におけるコピーや写真撮影を禁じていたが、アセスメント図書そのものについては無償あるいは有償で入手でき、国民・住民は事業者による分厚いアセスメント図書(「紙媒体」)を精読した上で意見を述べることができていた。環境アセスメント手続きにおいて、事業者が計画を公表し、それに対して国民・住民が意見を述べるためには、上記のように「紙媒体」が欠かせないことは「常識」である。

しかし、現行のアセスメント図書公開方法は、インターネット情報のダウンロードが拒否された状況となり、アセスメント図書を精読し国民・住民の意見を述べるためには、例えば、2

台のパソコンを前後に置いて、一方のパソコンでアセスメント図書を読み、他方のパソコンに意見を書き込む方法を探るなど、非常に大きな不便の下で、意見をまとめることを余儀なくされている。すなわち、現行のアセスメント図書の公開方法は、国民・住民がアセスメント図書を精読しにくい状況を作っているため、実際には、国民・住民の意見が不要であると見なした仕組みになっている。この仕組みは、風力発電事業においてそのデメリット回避を図るべき環境省や経済産業省によって作られた点で、非常に大きな問題である。

#### (1-2) 環境影響評価法の改正において改悪された方法

2013年4月、環境影響評価法の一部が改正され、国民誰もが配慮書・方法書・準備書の各段階で住民意見（一般からの意見）を述べるができることになった。それに関して、同法第7条、第16条および第27条に「事業者が作成する方法書、準備書及び評価書について、その要約した書類（以下「要約書」という。）等とともに、インターネットの利用その他の方法により公表することを義務づける」ことになった。

しかし、前項で述べた2014年2月以降の「極めて不適切な方法」は、新しい法が施行されると同時に、国民・住民に精読できる「紙媒体」を与えないようにした仕組みに変えている。この状況は、調べてみると、事業者による「アセスメント図書の著作権」の主張に基づいて、環境省と経済産業省が従来のアセスメント図書の公開・縦覧方法を変更したことから生じている。

一般に、国民・住民に公表し意見を求めるアセスメント図書に関して、事業者の著作権を重視して国民・住民が読みにくい仕組みを作ることは、決して、許されることではない。環境影響評価法に基づいた環境アセスメント手続きにおいて、アセスメント図書の公開・縦覧は、国民・住民が環境アセスメントに関して意見を述べるができる権利を保障するものである。

したがって、貴職は、事業者と国民・住民を公平に扱う必要があり、一方で、事業者によるアセスメント図書の著作権主張を認めるのであれば、他方では、意見を述べる国民・住民が紙媒体のアセスメント図書を容易に手に入れる方法、例えば、適切な価格で容易に購入できる方法などを用意すべきである。一般図書の場合、著作権を侵害しない引用方法が採られるので、公表し一般意見を求める目的を持つアセスメント図書の場合は当然、著作権主張によって国民が読みにくい方法を採用するのではなく、読みやすい方法を講じるべきである。

そもそも、環境影響評価法には、アセスメント図書についてダウンロードや印刷を不可能にしてもよいとは書かれていない。そのため、同法に記された「インターネットの利用その他の方法」について環境省に問い合わせたところ、『インターネットで見せるだけで公表となり、「その他の方法」は考えていない。現行の方法で事業者は法の下での公表義務を果たしたことになる。法的には問題がない。』とのメール回答があった。法的に問題がないとする環境省回答に対して、さらに問い合わせたところ、『アセスメント図書を印刷不可能とする事業は、風力発電事業や産業廃棄物事業などいくつかの事業であり、決して多くの事業ではない』との口頭回答があった。

しかし、繰り返すが、環境影響評価法は、国民や住民にとって重大な健康被害や自然破壊が懸念される事業に関して事前に国民・住民の意見を聞くことを義務づけている。上記の「極めて不適切な方法」は、この法の趣旨に反しており、極めて遺憾である」と言わざるをえない。

#### (1-3) 環境基本法に反する方法

環境基本法の第27条（情報の提供）には、「国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資

するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。」と明記されている。現行の風力発電事業に関するアセスメント図書の公開方法は、環境基本法の「必要な情報を適切に提供しよう務める」とは正反対の仕組みであり、「可能な限り国民・住民の意見を聞かないようにする態度が鮮明であり、大問題である」と言わざるをえない。

#### (1-4) 改悪されたアセスメント図書公開方法の是正を求める

風力発電事業の環境アセスメントにおける、現行のアセスメント図書公開方法は、国みずからが国民・住民の意見を不要と見なしていると言っても過言ではない。この状況は、自然エネルギー開発推進のための環境アセスメントの迅速化の一つであると推測されるが、自然エネルギー開発においても生じる環境保全上のデメリットを回避しなければならない環境アセスメントにおいて、国として、環境基本法と環境影響評価法の趣旨に反するような仕組みを作り、国民・住民の意見を軽視することは、非常に大きな問題である。

貴職におかれては、上記問題の解決と方法の是正を早急に行うよう、強く要請する。

#### (2) 個別事業ごとの環境アセスメントだけでなく、複数の事業による複合的・累積的影響についての総合的環境アセスメントの義務化を求める

北海道で公表されている風力発電事業を概観すると、近年、風力発電機（風車）の定格出力が増大する「大型化」、発電所ごとに風車の基数が増大する「ウィンドファーム化」、そして、一地域に複数のウィンドファームが隣接する「風力発電基地化」が急速に進んでいる。北海道における「風力発電基地化」は、とくに石狩湾新港地域、留萌市から苫前町・天塩町に至る道北日本海側地域、稚内市から豊富町・幌延町にかけての道北内陸地域に認められる。

「風力発電基地化」された風力発電事業による自然環境や生活環境に対する影響は、個別事業において予測される影響と比較して、当然なことに、非常に大きなものとなり、下記に述べる問題点にこたえずこのまま事業計画が遂行されるならば、取り返しのつかない事態が懸念される。したがって、慎重に行うべき環境アセスメントにおいて、複数の風力発電事業による複合的・累積的影響について適正に評価する仕組みを早急に作る必要があり、また慎重な調査・予測・評価の義務化を強く要請する。

①具体的に、バードストライクが問題視されてきた鳥類への影響を考えると、鳥類の直接的な生息環境（営巣地・採餌場所など）だけではなく、渡りを含む移動コースの全域に関して、種ごとの特性に応じた科学的根拠を得た上で、複合的・累積的影響に関する調査・予測・評価が必要である。とくにラムサール条約登録湿地や鳥獣保護区、自然公園に近接して計画されている風力発電基地化は、今後、国際的にも大きな批判を招きかねない大きな問題となりうる。

②また、風力発電事業は、主に、風況が良い海岸や自然植生に覆われた内陸の尾根筋で進められているので、個別事業であっても、地域ごとに残された自然植生を破壊し、そこに生活する動植物に悪影響を及ぼし、土砂流出防止・水源かん養などの森林が有する公益的機能を失わせることが懸念される。まして、風力発電基地化が進行するならば、そうした影響が非常に大きく増幅される事態が懸念される。

③さらに、実際に、全国各地で生じている健康被害については、近距離ほど、また山地の谷筋・山麓ほど顕著な傾向が認められている。風力発電基地化が進むと、超低周波音・低周波音などによる複合的・累積的影響が長距離・広範囲に及ぶことが懸念され、住居を取り囲む複数の尾根筋に風力発電所が建設されると、住居・住民への悪影響は複合的・累積的に増大するこ

とが大いに危惧される。

なお、健康被害が及ぶ範囲に関連しては、以下の問題点が是正されるように行政指導を求める。多くの配慮書と方法書において、健康被害が及ぶ範囲として過去に苦情などが発生した距離が最大1.5kmであることを根拠に、調査地域を2kmと設定したと記されている。しかし、上述のように、2km以上離れた地域に影響が及ぶ事態が容易に想定されるので、少なくとも3～4kmの範囲にどの程度の住居などがあるか、調査・予測・評価の対象とすべきである。

④風力発電事業の「大型化」、「ウィンドファーム化」および「風力発電基地化」による自然破壊や健康被害については、私たちの経験や事例の少なさに加え、科学的研究の進行状況・到達段階も含む十分な情報が提供されているとは言えない。したがって、「事後調査」などの建設後の事業者の対応まかせではなく、事前の環境アセスメントにおいて、複合的・累積的影響についても極めて慎重な事前の調査・予測・評価を行わなければならない。現行の環境アセスメントを進めるのであれば、非常に大きな自然破壊や健康被害が生じると危惧されるので、本来「予防原則」が重視されなければならない。

また、事前の環境アセスメントに真摯に取り組んだとしても、建設後に自然環境や生活環境のデメリットが生じることも想定されるので、その事態に関して、事業者だけではなく環境省と経済産業省もまた建設前に「必ず責任をとる」と明言しなければならないと考える。他方で、建設前に「責任の所在」を明言できないのであれば、何よりも、現行の環境アセスメントの抜本的な修正を求めたい。

貴職に対して、上記について真摯な対応を要請する。

### (3) アセスメント図書における曖昧表現や誤魔化し表現をなくすための、法の改正または行政指導を求める

風力発電事業計画に対して、私たちは、配慮書・方法書・準備書の各段階で意見を述べてきたが、少なくとも北海道におけるアセスメント書では最近のすべての計画において、以下の大きな問題点が認められる。

#### ①計画を曖昧にして、いつまでも具体的に示さない問題：

配慮書だけではなく、方法書や準備書の段階に至っても、風車の規模、基数、機種ならびに具体的な設置場所が明確に示されない問題がある。そのため、風車建設によって影響を受ける自然はどこなのか、健康被害に関連して個々の風車が住宅地や工業団地とどれだけの距離が離れているのかなど、近年の風力発電事業のアセスメント図書では、それらを曖昧にする態度が顕著であり、このように曖昧な計画を記述された後に、「影響が少ない、影響を回避・低減できる」という結論だけは明確に記されている。このようなアセスメント図書は、信頼性をまったく欠いている。

したがって、真の環境アセスメントを行うには、最初に、風車の規模、基数、機種ならびに具体的な設置場所を明確に示す必要がある。環境省におかれては、この大きな不備を解消させるよう、法の改正を進めるか、事業者に指導する責務がある。

#### ②計画段階配慮書を方法書へ移行する際の誤魔化し：

北海道における最近の風力発電事業に認められる共通した、健康被害に関する環境アセスメントの問題がある。「猿払・浜頓別風力発電事業」計画段階配慮書、「道北北西部風力発電事業」計画段階配慮書（5事業程度）から1事業に絞り込んだ「勇知風力発電事業」方法書、ならびに「道北中央風力発電事業」計画段階配慮書（10事業程度）から5事業に絞り込んだ「芦

川風力発電事業・豊富山風力発電事業」、「川西風力発電事業・川南風力発電事業」、「増幌風力発電事業」に関する三つの方法書に共通して、以下のような巧妙な、誤魔化しの論理が認められる。

騒音および超低周波音・低周波音や風車の影の影響を受ける住居、学校、病院、福祉施設等のうち、住民が生活する住居について「居住宅（住居が散在する場合）」と「住居地域・住居地区（住居がまとまっている場合）」に恣意的に区分し、さらに、住居、学校、病院、福祉施設等がまとまって存在する地域を「住居地域等」として、居住宅を除き、住居地域・住居地区や住居地域等に関してのみ一定の距離範囲（2km 以内など）での調査・予測・評価を行っていることは、非常に大きな問題である。

勇知風力発電事業方法書では、実施区域から 0～0.5km の範囲に住居 29 戸、0.5～1km の範囲に住居 42 戸（合計 71 戸）があり、これらの範囲に小学校、中学校、医療施設、福祉施設各 1 か所がある。さらに、1～2km の範囲に 7 戸の住居があり、2km 以内に合計 78 戸の住居があることが示されている。方法書では、これらの範囲は騒音および超低周波音の影響を受ける可能性がある」と記されている。しかし、同じ方法書において、騒音および超低周波音について「住居地区の大部分が 2km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている」、風車の影については「大部分が 1km 以上の距離を確保しており、区域の絞り込みにより住居等への環境影響の回避・低減が図られている」との結論が記されている。上記の方法書では、実際に、2km 以内の範囲に多数の住居が存在する事実を示しながら、結論ではその事実を無視して、住居地域・住居地区だけでの予測・評価を行っている。

同様の論理は、「芦川・豊富山風力発電事業」、「川西・川南風力発電事業」、「増幌風力発電事業」でも適用されており、この 5 事業に関して、0～0.5km に 6 戸、0.5～1km に 18 戸、0～2km に 117 戸に及ぶ住居があることが無視されている。さらには猿払・浜頓別風力発電事業でもまったく同様の論理が適用されている。

以上の論理において、散在する「住居（居住宅）」に住む多数の住民を無視している点が大きな問題となる。このことは、住民生活を無視した大きな詭弁であり、平等であるべき国民の基本的な人権を無視していると言わざるをえない。

#### （４）風力発電事業の迅速化ではなく、慎重な環境アセスメントを求める

まず、「道北中央風力発電事業」から 5 事業に絞り込んだという「芦川風力発電事業・豊富山風力発電事業」、「川西風力発電事業・川南風力発電事業」ならびに「増幌風力発電事業」に関する三つの方法書では、5 事業合計として発電所出力約 210,000～470,000kW、風車基数 105～185 基に達する大規模な計画を扱っている。5 事業の内訳は、芦川が 60,000～130,000kW；30～50 基程度；約 1,029.2ha、豊富山が 20,000～50,000kW；10～20 基程度；約 1,511.0ha、川西が 60,000～130,000kW；30～50 基程度；約 1,502.6ha、川南が 30,000～80,000kW；15～30 基程度；約 917.9ha、増幌が 40,000～80,000kW；20～35 基程度；約 1,525.85ha という規模であり、道内他地域の風力発電事業と比較すると、それぞれの事業が、従来、個別事業として環境アセスメントの対象とされてきた規模である。

したがって、このような 5 事業を含む大規模な風力発電事業計画について、一つの配慮書、三つの方法書で環境アセスメント手続きを簡単に済ませようとしていること自体が大きな問題となる。しかも、これらの事業では、方法書段階でもなお、風車の規模、基数、機種、配置場所など具体的な計画内容を示していないので、これらの方法書は、他地域における「配慮書」

と同程度のアセスメント書に過ぎないと判断される。したがって、三つの方法書は、改めて、5事業の個別配慮書として書きなおし、事業ごとの方法書として作成しなおして、それぞれ改めて国民・住民の意見を聞かなければならないと考える。

#### (5) まとめ

以上のように、「大型化」、「ウィンドファーム化」、「風力発電基地化」に象徴される風力発電事業が急速に推進される状況において、その環境アセスメントには非常に大きな問題点が多々指摘できる。再生可能な自然エネルギーのシェアを高めているヨーロッパでは、将来、原子力を止める、あるいは減少させる国の方針を立てながら再生可能エネルギーの推進を図っており、再生可能エネルギーの立地に関しては、我が国とは異なって、自然景観を含む自然保護や、健康被害を防ぐ風車からの離間距離の確保など自然破壊や健康被害などのデメリットを排除する体制も相当に整えている。

我が国における環境保全を考えると、風力発電事業の単純な「迅速化」ではなく、私たちの自然環境と生活環境を保全する観点と対策の重視が先決事項となる。環境保全軽視のままでの再生可能な自然エネルギーの推進は、否定しなければならない。貴職、環境省には、風力発電事業が実施された後に生じる環境保全上のデメリット（自然破壊と健康被害）について、環境省みずから全責任を負うと言うならば、まだ救われる。しかし、現状は、環境省みずから新たに重大な環境問題を用意していると言わざるをえない。

貴職におかれては、以上の私たちの要請内容について、真摯に対応していただきたい。事業推進後の事業者対応任せとする環境省の対応は論外であるので、環境省の責務を果たしていただきたいと強く願う次第である。

経済産業省や事業者にたいして、環境基本法の本質と環境省のミッションに基づき言うべきことは言っていたいただきたい。